

営業（経営）委託契約

X（以下「委託者」という。）とY（以下「受託者」という。）とは、委託者の経営する第1条（経営委託）記載の本件事業の経営を委託することに関し、次のとおり経営委託契約を締結する。

第1条（経営委託）

委託者は、委託者が経営する自己所有の下記表示の店舗（以下、「本件店舗」という。）における〇〇〇事業（以下、「本件事業」という。）の経営を受託者に委託し、受託者はこれを実施することを受託した。

店舗の表示

- | | | | | | |
|---|----------|----------|------|-----|------|
| 1 | 富山県高岡市〇〇 | 〇〇ビル1階 | 〇〇〇店 | 床面積 | 100㎡ |
| 2 | 石川県金沢市〇〇 | 〇〇ビル地下1階 | 〇〇〇店 | 床面積 | 80㎡ |

※経営を委託する営業の範囲を明示する。

第2条（経営責任）

委託者と受託者は、本件事業の経営委託後は、本件事業の経営に関し発生する経営責任は受託者に移管すること、本件事業の経営にかかる利益および損失のすべてが受託者に帰属するものであること、および本件事業の経営にかかる諸経費は、すべて受託者が負担するものであることを確認する。

※経営権の責任の所在を確認する。

第3条（経営委託期間）

本件事業の委託期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの二年間とする。

なお、期間満了の6カ月前までにいずれの当事者からも経営委託の終了の申出がないかぎり、本経営委託契約は同一条件で自動的に一年間継続することとし、以後もまた同様とする。

※始期は必ず記載するようにします。終期が決まっていれば記載します。

第4条（経営内容の変更）

受託者は、委託者の指定する〇〇業務のみを行うこととし、委託者の事前の書面による承諾なしに、〇〇の屋号の変更を含め、他の業務を行わないものとする。なお、本件事業の営業時間の変更、または〇〇の内装の変更等、本件事業の変更を行う場合は、本契約で別段の定めがないかぎり、委託者と受託者は両社間で協議を実施して決定するものとする。

※内装工事や什器等の費用負担が生じる場合はどちらが費用負担をするのかについても明確にしておきます。

第5条（従業員）

受託者が受託した本件事業に従事する受託者の従業員については、受託者が自己の責任で選任することができる。ただし、その氏名等の詳細は選任または変更後遅滞なく委託者に対して通知するものとする。

※委託者の承諾を要するとしてもできます。

第6条（廃止、休止の禁止）

乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、本委託営業を廃止または休止させることはできない。

第7条（保証金）

1. 受託者は、本契約に基づく本件事業の経営受託業務の保証金として金〇〇〇万円を委託者に下記のとおり預託し、委託者はこれを受領することとする。委託者は、契約終了後、受託者が本件店舗を明渡した際に保証金を返還する。保証金には利息を付けない。
 - ① 本契約締結時 金〇〇〇万円
 - ② 本契約に基づく本件事業の委託者から受託者への移管時 金〇〇〇万円
2. この保証金は、本契約に基づく受託者の委託者に対する債務ならびに受託者が負担すべきその他の債務に充当するものとし、本件契約終了時に受託者が負担すべき未払い債務があるときは、委託者において保証金から差引き充当することができることとする。

※預かり金を設ける場合には当該規定を置きます。

第8条（委託報酬）

受託者は、本件事業の受託に伴う対価として、毎日売上金の〇〇%相当額を委託者に支払う。

2 前項の委託報酬は、毎月末締め切り翌月末支払いとし、甲は、乙の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとする。

※民法の「委任」の規定では、特約がなければ無報酬となります。

cf. 民法 § 648

※支払期日、支払方法についても明確にします。

第9条（経営委託費用）

委託者は、本件事業の経営委託に際して下記経費を負担する。

- ① 建物の固定資産税
- ② 管轄官庁に対する許可手続き費用
- ③ 建物修理費用

※経費の負担を両者間で予め、具体的に決めておきます。

第10条（運営費用）

本件事業の経営に伴う下記経費は受託者の負担とする。

- ① 従業員の給料など人件費
- ② 電気、ガス、水道料金
- ③ その他本件事業の経営に伴う一切の経費

※運営費用についても両者間で予め、具体的に決めておきます。

第11条（受託者の管理責任）

1. 受託者は、本件店舗を善良なる管理者の注意をもって管理、使用し、防災などに万全を期さねばならない。
2. 委託者の店舗、設備または委託者の什器・備品などから発生した事故については、委託者は、委託者において故意または重大な過失のない限り責任を負わないものとする。
3. 受託者が、委託者の建物、設備または委託者の什器・備品を滅失・毀損した場合には受託者は責任をもって、修繕または補充をするものとする。

第12条（造作の変更等）

本件店舗につき受託者が造作や模様替えなどする場合には、事前に委託者の書面による承諾を得なければならない。この造作や模様替えなどに要する費用は原則として受託者が負担する。なお、退去の際は受託者が原形に復することとする。

※契約期間中の造作物の取扱や契約終了時の原状回復について

第13条（再委託の禁止）

受託者は、名義の如何を問わず本件事業の再委託を含め、本契約に基づく業務の執行を第三者に再委託し、あるいは第三者と共同名義による営業をしてはならない。

第14条（契約解除）

1. 受託者に次の事由が生じたときは、委託者は何らの催告なくして本契約を解除することができる。
 - ① 受託者が本契約に基づく委託者への支払を怠ったとき
 - ② 本件事業において月間売上が、連続して〇ヶ月間にわたり最低売上金〇〇万円に達せず、その回復が見込めないとき
 - ③ 受託者につき、破産、会社更生、または民事再生手続の申立がなされたとき
 - ④ 受託者が本件事業を中止し、または本件事業を他の業種に変更したとき
 - ⑤ 本契約の条項に違反したとき
2. 以上により本契約が解除された場合、受託者は、委託者に生じた損害賠償責

任を負担する。

第15条（契約解除の効果）

第13条（契約解除）により、または両社間の合意により本契約が解除されたとき、あるいは本契約期間満了により終了したときは、受託者は、本件事業を委託者に返還し、現況有姿のまま直ちに本件店舗より立ち退くものとする。なお、受託者は立退の際、本件店舗に付加した物（有益費）などにつき、買取りあるいは費用の償還請求をしないものとする。

第16条（遅延損害金）

受託者が、委託者に対する債務の支払、その他の履行を遅滞したときは遅滞の日の翌日から遅滞金額に年14.6パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払う義務を負う。

※定めがなくても遅延損害金は法律上当然に発生します。

第17条（連帯保証）

保証人は、本契約から発生する受託者の一切の債務につき受託者と連帯して履行する責任を負うこととする。

※連帯保証人をつける場合には当条項を入れておきます。

第18条（管轄裁判所）

本件契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、委託者の住所地を管轄する地方裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書3通を作成し、各署名・押印し各その1通を保有するものとする。

平成22年○月○日

（委託者） 住所

（受託者） 住所

（連帯保証人） 住所